

# 地域×スポーツクラブ産業研究会 第1次提言 参考資料集

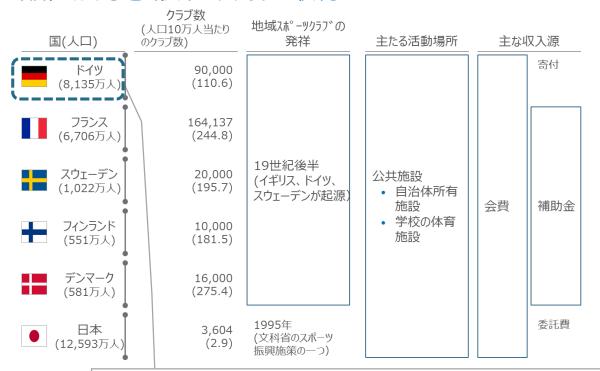
## 目次

P2	欧州のスポーツクラブの姿	P23	地方財政逼迫により投資的経費縮小
Р3	部活動の持続可能性	P24	自治体における財政状況の推移例
P4	学校部活動の歴史と参加率	P25	スポーツ施設のストック適正化ガイドライン
P5	学習指導要領上の位置付け	P26	ICT等のテクノロジーを活用した施設管理・運営
P6	中高生のスポーツ実施分布とスポーツの場	P27	PPP/PFI法の活用方法
P7	生徒数減少により合同部活動の増加と教員の働き方改革	P28	金融機関から求める観点
P8	大会参加要件	P29	民間フィットネス事業者のビジネスモデルチェンジ
P9	現行の保険制度	P30	スタジアム・アリーナの活用
P10	学校部活動の指導者の競技経験と スポーツ指導者資格者数、手当の有無	P31	学校施設の避難所としての必要性
P11	指導者の不足や高齢化と体罰/パワハラ問題	P32	廃校施設の有効活用
P12	スポーツ指導者に必要な資質、能力	P33	部活動地域移行にかかる費用試算
P13	スポーツを通じたSTEAM思考やスポーツDX	P34	学校外の活動への年間支出金額
P14	教員の兼職・兼業やアスリートのセカンドキャリア	P35	指定管理、業務委託を受託しつつ自社サービス提供事例
P15	スポーツ経営人材育成	P36	ふるさと納税の特性
P16	成人のスポーツ実施率とフィットネス産業の状況	P37	スポーツの市場目標と欧米との差
P17	スポーツ施設数と学校体育施設の開放状況	P38	米国での合法化による市場拡大とのDX化
P18	スポーツクラブの活動場所不足	P39	スポーツベッティング合法化による税収確保
P19	学校施設開放についての規則等の緩和	P40	インプレイベッティングと公営競技の成長
P20	体育施設の管理区分	P41	海外ベッティング市場を活用した外貨獲得する ビジネスモデル
P21	学校施設の老朽化・耐震化対策	P42	改正toto法による財源確保
P22	公共施設の耐用年数とその更新費用の試算	P43	部活動の民営化

### 欧州型のスポーツクラブの姿

- 欧州では、学校と切り離されたものとして、100年以上前から地域スポーツクラブが多数存在。
- 学校に部活動がない場合が多く、子どもは住んでいる地域の近くのスポーツクラブに通う。その地域スポーツクラブでは、子どものみならず大人も活動し、家族で在籍している場合も。
- クラブハウスは地域住民の交流の場となり、地域コミュニティの重要な拠点に。

### <欧州における地域スポーツクラブの状況>



- ドイツでは人口の1/3以上の27.7百万人¹)が地域スポーツクラブに所属
- 特に子どもたちが地域スポーツクラブに所属してスポーツ活動を実施している点が特徴 <ドイツにおける7-14歳の年代で地域スポーツクラブに所属している割合>

エリア	男子	女子
旧西ドイツ	86%	66%
旧東ドイツ	55%	33%

### <スポーツクラブの役割>

- 1. 地域住民の生きがいの場
- 2. 子どもたちの社会教育
- 3. 地域住民の誇り
- 4. 公共施設の有効利用
- 5. 地域の活性化

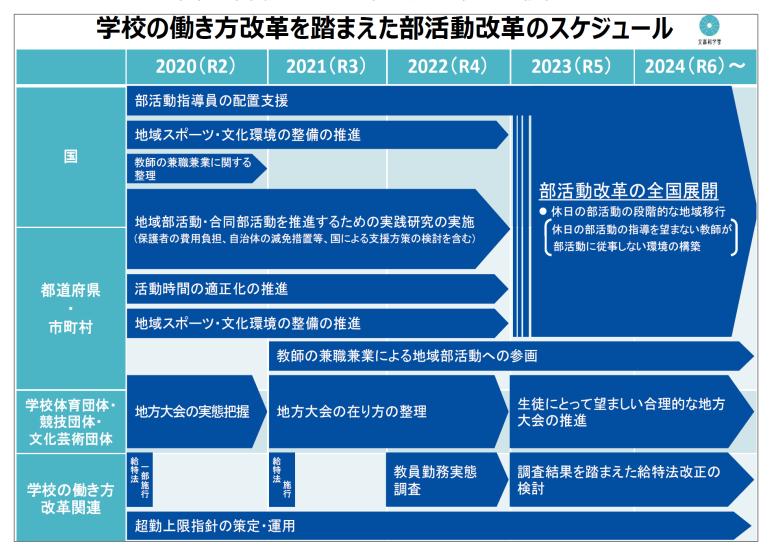
2

Source: 間野座長発表内容; BCG調査

### 部活動の持続可能性

● 2020年9月1日にスポーツ庁・文化庁・文科省が「休日部活動の地域移行」方針を発出。

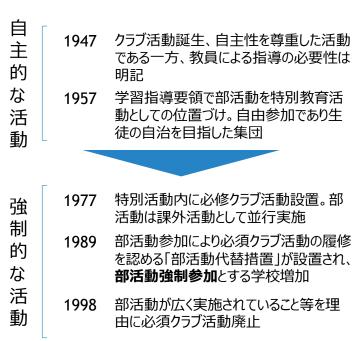
#### 令和5年度から土日の部活動を段階的に移行



### 学校部活動の歴史と参加率

● 学校部活動は、「生徒の自主的・自発的な課外活動」から「必須クラブ活動」化(強制化)を経て、長らく日本の子どものスポーツ環境の中心的役割を担ってきた。

### 自主的、自発的な活動から強制加入へ



本来自発性であるはずの部活動が、**強制参加により** 勝利至上主義等に偏るといった指摘も

### 運動部活動参加率



中学生の65%以上、高校生の40% 以上が運動部活動に参加。

### 学習指導要領上の位置付け

● 部活動は学校課程外の社会教育だが、学習指導要領にも位置づけられている(学習指導要領では、総則における「学校運営上の留意事項」において記載)

#### 学習指導要領上の部活動の位置づけ

# 中学校学習指導要領(平成29年3月)総則 第1章第5の1のウ

- ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、
- ・ <u>スポーツや文化、科学等に親しませ、</u>
- 学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、 学校教育が目指す資質・能力の育成に資する もの

であり、学校教育の一環として、教育課程との関連 が図られるよう留意すること。

その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の 協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各 種団体との連携などの運営上の工夫を行い、<u>持続可</u> 能な運営体制が整えられるようにするものとする。

#### 学習指導要領解説

教育的意義

"一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと"

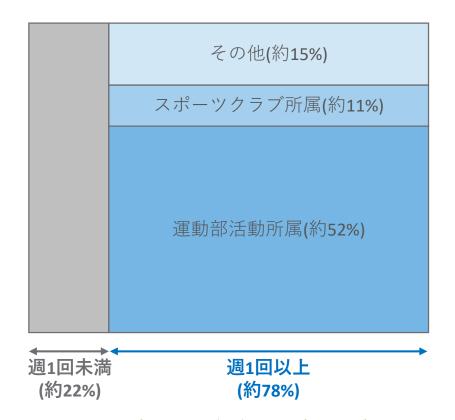
(抜粋) 中学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説

### 中高生のスポーツ実施分布とスポーツの場

● 中高生の約5割が運動部活動に所属しており、サッカーやバスケットボールは等は6万強がクラブ/ユースチームに登録と推計される。

#### 中高生のスポーツ実施の分布

中高生の約8割が週1回以上運動を実施しており、半数が部活に所属



### 子どものスポーツの場は複数存在

- 中高生の約5割が運動部活動に所属
  - 中学生:320万人中190万人高校生:320万人中134万人
- サッカー、バスケットボール等は6万人強がクラブ/ ユースチームに登録と推計される
  - 両種目では部活動や他のチームとの重複登録は 原則できない
- また、中学硬式野球協会には約2万人が登録
- ・ 特定種目のクラブ/ユースチームの登録者でも、一部は 学校部活動に参加していると推定

Source: BCG分析; 笹川スポーツ財団「子ども・青少年のスポーツライフデータ2019」; 笹川スポーツ財団「全国調査からみる子どもの運動・スポーツ の現状と課題」; (公財)日本中学校体育連盟; (公財)全国高等学校体育連盟; (公財)日本高等学校野球連盟; (公財)日本サッカー協会; (公財)日本パスケットボール協会; (一財)日本リトルシニア中学硬式野球協会; 文部科学省「学校基本調査」

### 生徒数減少により合同部活動の増加と教員の働き方改革

- 生徒数は年々減少を続けており、「合同部活動」が増加している。
- 教員の働き方改革が活発化しており、部活動が教員の負担となっている。

### 生徒数は年々減少を続けている

#### ■ 小中高の児童/生徒数



#### 教員の働き方改革が活発化

## 顧問を務める教員に過度の負担がかかっている

- 中学校教員の約6割、高校教員の 約5割が部活動の指導を負担と 思っている
- 教材準備等の時間が十分に取れていない状況
- 顧問を務める教員は、中学校では 9割近く、高校でも7割弱が毎週休 日出勤をしている

### 合同部活動は増えているが、、、

#### ○複数校合同運動部活動実施状況(公立学校)

						1
	区分	中学校	高等学校	合計	<u> </u>	
	平成13年度	269校	320校	589校	約3倍に増加	
	平成17年度	855校	603校	1, 458校		
(出典)文部科学省調べ						

"チームの安定性、指導の一貫性に欠ける"

"地方に行くほど移動が負担になる" などという指摘も、、、、

Source: 文部科学省; 日本経済新聞

### 大会参加要件

- 現状、中高体連主催の全国中学校体育大会やインターハイは学校単位での参加が必須
- 一方で、サッカーでは、年代別も大会も存在している

## 全中、インターハイ等は学校単位での出場が参加要件となっている

#### 全国中学校大会の参加資格

- 都道府県中学校体育連盟加盟の中学校に在籍
- 地方ブロック大会1)、都道府県大会2)で選抜された一校 単位で組織するチームであること
- 一部種目3)については複数校合同チームでの参加可能

#### インターハイ参加資格

- 高体連加盟校の生徒であること
- 当該競技専門部に登録していること<sup>4)</sup>
- 複数校合同チームの大会参加は認めない。ただし、統 廃合完了前の2年間に限り認める



#### 柔軟な出場資格の付与等の検討が必要

サッカーでは学校部活動、町クラブ、」ユースのチームが参加できる大会が存在

高円宮杯U-15サッカー選手権大会参加資格

- JFA第3種に加盟登録したチーム
  - 15歳未満の選手で構成される、中体連、クラブユース連盟、その他のチーム(中学校在学中を含む)
- 合同チームは一定の条件下で参加可能

現行の大会制度が部活動地域移行を妨げると指摘する声も、、、

"部活動を地域移行した場合に、学校単位でしか出場できない大会をどうするかの解が無いことが足踏みする要因になる"

"子どもたちが目標とする大会の未来像が見えない"

1. 陸上競技、水泳、スキー、スケート以外の競技 2. 柔道、剣道、駅伝、相撲 3. バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、バレーボール、ソフトボール、アイスホッケー 4. 専門部が設置されていない種目は加盟校の生徒であることが要件 Source: (公財)日本中学校体育連盟; (公財)全国高等学校体育連盟; (公財)日本サッカー協会

### 現行の保険制度

- 部活動の地域移行後も、部活動と同様の補償制度は必要
- 現在、学校管理下では災害共済給付、学校管理下外ではスポーツ安全保険で補償。部活動の地域移行が進むと両者の加入者 数が変動し、制度や掛け金の見直しが必要になる可能性もある

#### 「学校管理下」では災害共済給付で補償

#### 災害共済給付制度の概要

6

災害共済給付制度とは、JSCと学校の設置者との契約(災害共済 給付契約)により、学校の管理下における児童生徒等の災害(負 傷、疾病、障害又は死亡)に対して災害共済給付(医療費、障害 見舞金又は死亡見舞金の支給)を行うもの。

その運営に要する経費を国、学校の設置者及び保護者(同意確 認後)の三者で負担する互助共済制度。

#### 三者による互助共済制度



令和元年度実績					
加入者数	約1,647万人 (加入率約95%)				
災害発生件数 給付金額	約96万件 約177億円				

参考:令和2年度 学校安全・災害共済統付ガイドより

#### 対象となる学校等と共済掛金の額

	(令和2年5月現在)			
学校科	重別	一般児童生徒		
義務教育諸学	校	920 (460) 円		
	全 日 制 昼間学科	2,150(1,075)円		
高 等 学 校 高等専修学校	定 時 制 夜間等学科	980 (490) 円		
	通信制学科	280 (140)円		
高等専門学	校	1,930 (965)円		
幼稚!	園	270(135)円		
幼保連携型認	270(135)円			
保育所	350(175)円			
※要保護児童生徒については、40(20)円 ※ ( )内は、沖縄県の共済掛金額				

参考: 令和2年度 学校安全・災害共済給付ガイドより All Rights Reserved Copyright © 2021 独立行政法人 日本スポーツ推興センター

#### 「学校管理外」ではスポーツ安全保険がその役割を担う

スポーツや文化などの団体・グループ活動(社会教育活動)に伴う傷害事故、賠償責任事故の補償を行い、 団体員や指導管理者等が安心して活動できるようにするとともに、これら活動グループの育成および運営の円滑 化を図る趣旨から昭和46年度に創設された国内最大規模の保険制度です。

#### 本保険の特徴

- ■スポーツや文化などの団体・グループ活動(社会教育活動) の構成員を被保険者とする小さな掛金で大きな補償が、 得られる保険です。
- ■全国の約27万団体、約860万人が加入しております。

#### 補償対象

- ■加入手続きを行った「団体の管理下」における 団体活動中の事故が対象となります。
- ■加入手続きを行った団体が指定する集合・解散場所と 被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故が対象 となります。



【出典・参照】令和2年度 スポーツ安全保険の解説、スポーツ安全協会要覧2020▶2021

#### <小さな掛金>

子どもの主な加入区分・掛金					
補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金 (1人当たり)			
子ども(中学生以下) ※特別支援学校高等部の生徒を含む	A1区分	800円			

東京海上日動の個社類似商品での保険料 総合牛活保険(傷害補償) ※賠償責任保険、突然死葬祭費用保険の付帯無 年間掛金(1人当たり) 28,750円

#### <大きな補償>

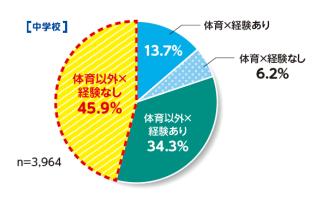
補償額							
			傷害保	険金額			
加入区分	対象範囲	死亡	後遺障害	入院日額 (1日目から/ 180日限度)	通院日額 (1日目から/ 30日限度)	賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
A1 区分	団体活動中 と その往復中	2,000万円	80万円 ~3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 (ただし、対人賠償は 1人 1億円)	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用 180万円

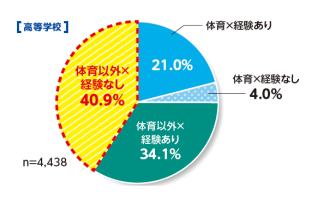
危険度の高いスポーツ (山岳登はん、アメリカンフットボール、ボブスレー、リューシュなど) については、別の加入区分となります。 補償内容は令和3年1月時点のもの。詳細については、「スポーツ安全保険のあらまし」をご確認ください。

### 学校部活動の指導者の競技経験とスポーツ指導者有資格者数、手当の有無

- 運動部活動指導者の半数近くは体育教師以外で競技経験がなく、有資格指導者の約半数が無償で指導
- そのような中で、部活動現場における体罰やハラスメントの事件は後を絶たない

#### <運動部活動指導者の担当教科と 競技経験の有無>







<体罰やハラスメントの課題も存在>

日大アメフト部の悪質タックル事件(2018)

- 日本大学と関西学院大学のアメフト定期戦で、日大の選手が監督・コーチの指示で関学の選手に危険なタックルを行い負傷させた
- 監督の言うことは絶対で、どんなことも「はい」というのが当然という 環境で選手は肉体的にも精神的にも追い込まれていた

大阪市立桜宮高校男子バスケ部キャプテン自殺事件(2012)

- 試合中に顧問がキャプテンの生徒に何度も平手打ちを続け、 翌日同男子生徒が自殺
- 顧問は日常的に部員に暴行を加えており、「自分もたたかれて 育った。経験上、体罰で成長し、伸びた選手がいた」と語っていた

尼崎高校運動部体罰問題(2019)

- 男子バレーボール部コーチが3年生部員に平手打ちして失神させたが、学校側が市教委に虚偽の報告を行った
- ・硬式野球部でも監督・コーチによる部員へ暴力や暴言が発覚。体罰については16件が認定された

### 指導者の不足や高齢化と体罰/パワハラ問題

● 学校部活動には指導者の人材不足・高齢化、ハラスメント問題などの課題も多い

### 指導者不足と高齢化も課題

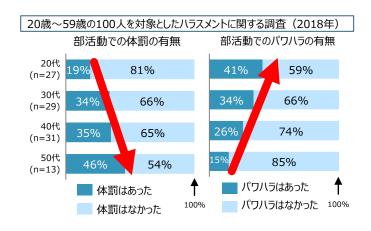
- スポーツリーダーを含まない有資格の指導者は約19万人で既に現場で指導を実施しており、地域に移行する約190万人<sup>1)</sup>の中学生に対応する指導者は圧倒的に不足
- 資格取得を希望する若年層は増えず指導者の高齢化が進行、高齢指導者に対する健康管理システムも現状は無い

スポーツ指導者基礎資格	スホ'ーツリータ'ー コーチングアシスタント	416,199 <b>名</b> 1,131 <b>名</b>	※内113,191名が
競技別指導者資格	スタートコーチ コーチ1 コーチ2 コーチ3 コーチ4 教師 上級教師	696 <b>名</b> 120,060 <b>名</b> 11,571 <b>名</b> 22,739 <b>名</b> 6,689 <b>名</b> 2,979 <b>名</b> 1,082 <b>名</b>	スポーツ少年 団指導者 - 165,816名
メディカル・コンディショニング資格	スポーツト'クター スポーツデンティスト アスレティックトレーナー スポーツ栄養士	6,420 <b>名</b> 585 <b>名</b> 4,331 <b>名</b> 411 <b>名</b>	
フィットネス資格	ジュニアスホーツ指導』 スポーツブログラマー フィットネストレーナー	4,398名 3,276名 432名	
マネジメント指導者資格	クラブマネジャー アシスタントマネジャー	387 <b>名</b> 5,530 <b>名</b>	
合計(スポーツリーダーを含ま 合計(スポーツリーダーを含む		192,787 <b>名</b> 608,986 <b>名</b>	

### 部活動を取り巻く体罰/パワハラ問題

世代が上がるほど体罰をはじめとしたハラスメントに対する認識が甘い

- 80年代に不良生徒が部活動で活躍するドラマ・漫画が大ヒット
- 部活動=非行生徒の更生、部活動に参加しない=非行に走るイメージが拡大
- 暴力・暴言等の強い刺激を与え奮起させることで一時的にパフォーマンスが向上するという研究もあり、短期間の成果を求める指導者にとっては好都合



1. 中体連に加盟している人数

Source: 第8回研究会泉オブザーバー資料; BCG調査

### スポーツ指導者に必要な資質、能力

● 指導者には競技に関する知識・技術だけでなく、安心・安全に関する知識やコミュニケーション能力など多岐に渡り、競技力だけに 偏らない指導力が求められる

<リーフラスの例>

## 指導者に必要な資質、能力



一般的にスポーツ指導員には技術指導の能力が一番重要というイメージが強くあるが、本来は求められる能力の一部であるため、**技術指導力だけに偏らないことが大切**。

#### 【競技毎に求められる能力】

- 競技毎の専門的知識
- 競技特有の技術的指導力
- 安全に関する知識、環境、意識の指導能力
- 複数のライセンスあり



#### 【競技に関わらず求められる能力】

- コミュニケーションスキルを身につけ、「認めて、褒めて、励まし、勇気づける」指導力
- 教えすぎずプレーヤーに「考える機会」や「責任を持つ機会」を提供できる力
- スポーツマンシップとフェアプレイに代表されるマナー、エチケットなど、規範意識を養う指導力
- プレーヤーの明確な目標設定を支援する力
- コミュニティを支援する力やスポーツを継続できるように支援する力
- ▶ 競技力以外のスポーツ教育を前提にしたライセンスがない

Source: 第3回研究会伊藤委員資料

### スポーツを通じたSTEAM思考やスポーツDX

● GIGAスクール構想の「教育DX」により、スポーツ・学習・文化芸術を横断し、対面とオンラインを融合した「総合放課後サービス」が 生まれ、地域間格差・所得格差を埋める可能性 学習塾業界が担ってきた「学力に応じたきめ細やかな指導」のサービスはコモディティ化、「豊かな放課後時間」を使うサービスの再 編が生まれる可能性

#### スポーツ通じたSTEAM思考



### 学習塾サービスはコモディティ化

#### 

(参考)

#### 月額料金比較



#### スポーツDXも進化・普及する可能性



### 教員の兼職・兼業やアスリートのセカンドキャリア

● 部活動に積極的な教員の兼業や、アスリートのセカンドキャリアとしての活動を可能にするための環境整備が必要

### 現行法でも教員の兼職・兼業は、現在も制度上は可能

- 地方公務員法第38条、教育公務員特例法第17条等に基づき、教育委員会の許可を得た場合に営利企業等に従事可能
- 学校運営に支障がないこと、学校や教師の信用を失墜させないことが留意点
- 兼職・兼業をした結果、通算して時間外労働及び休日労働の合計が単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならない場合は、労働基準法との関係から許可を出さないことが適当とされている

教員の過重労働が問題視される中、法定基準時間以下での地域 部活動での指導実施は難しいと想定される

# アスリートのセカンドキャリアとして、地域クラブの指導者という選択肢は魅力的ではない

"引退後に地域クラブの指導者になった場合、収入が激減、生計が立てられず家族の反対にあう"

"地域クラブの指導者をフルタイムの仕事としては選びたくないという声が多い"

"子育て世代は犠牲にしなければならないものが多くなり指導者として活動しにくい"

Source: 文部科学省通知

### スポーツ経営人材育成

- 持続可能な地域スポーツクラブに不可欠な経営人材の育成
- スポーツ庁が取り組む「スポーツ経営人材プラットフォーム事業」を活用し、地域スポーツクラブの経営人材育成も考えられるのでは

#### スポーツ庁でもスポーツ団体経営力強化のための人材育成事業を展開中

スポーツ団体には総合的なマネジメントをする経営人材が圧倒的に不足

- 財政基盤が弱く、専門的知識を 有した人材確保が行えない
- 即戦力としてスポーツ界で活躍できる人材育成ができていない
- 人材やアイディアの硬直化につながりやすい環境になっている

スポーツマネジメント/スポーツビジネスの人材養成は競技団体や大学等において取組が開始されている

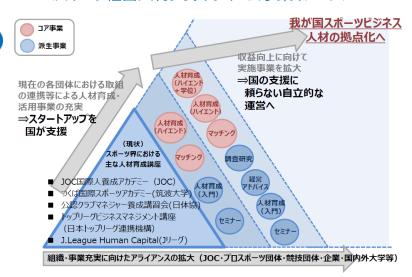
- 関連学部・コースを有する大学 計71大学
- 関連する研究科を有する大学院 計29大学院

スポーツ庁の「スポーツ経営人材プラットフォーム事業」 では、人材育成・

マッチングのコア事業を拡大しつつ、そこで得られたスポーツビジネスの

知見をもとに様々な収益事業を展開し、自律的な運営の確立を目指す

#### <スポーツ経営人材プラットフォーム事業イメージ>

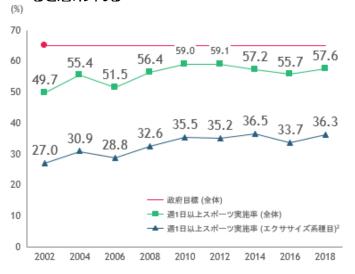


### 成人のスポーツ実施率とフィットネス産業の状況

- 重い固定費(家賃・光熱費等)を抱えるフィットネス等のスポーツ事業構造の課題はコロナ禍で顕在化。
- 日本のスポーツ人口の伸びはほとんどがウォーキングなどの日常動作の延長で、派生需要が乏しい。
- コロナ禍でオンラインでのフィットネス市場が拡大している。

### 成人(20才以上)のスポーツ実施率の推 移

成人の週1日以上のスポーツ実施率は 2020年度は59.9%で前年度比6.3ポイン ト増となったが、ウォーキング等が大半を占め ると思われる



# フィットネス産業は新型コロナウイルス感染症の影響で業績悪化

会社名	売上高 (2020.03期)	前年度比
コナミスポーツ	589億円	7.1%減
セントラルスポーツ	533億円	1.6%減
ルネサンス	450億円	2.2%減
ティップネス	358億円	5.0%減

### 「密」を避ける業態が活況

世界各地でロックダウンや行動制限が相次ぎ、オンラインでのフィットネス市場が拡大

世界の市場規模は2019年の約60億 ドルから2027年には10倍の約600億 ドルに急拡大の見込み

人と接触しない「個ジム」サービスの需要も 増加

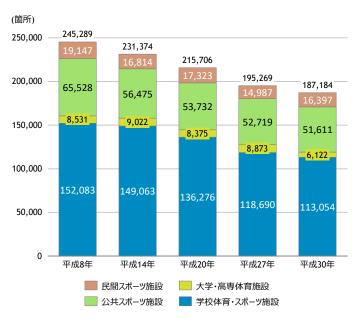
- 店内に設けた個室の中で1人で運動
- 2021年1月の利用者は前年同月の 3~4倍の水準

### スポーツ施設数と学校体育施設の開放状況

● 既存の学校体育施設の開放は進んでいるとされているが、その利用枠は固定されているとの指摘や、開放の手法がアナログで効率的では内などの指摘も

# スポーツ施設は全国に約19万か所存在、そのうち学校体育施設が6割

平成8年以降、学校体育・スポーツ施設は減少傾向。学校の統廃合や老朽化による使用中止が主な原因と考えられる



### 学校体育施設の開放は進むが、開放 状況については指摘も多い

<平成29年度の開放状況>

	市区 町村数 ———	開放市区 町村数	開放実施割合(%)	未開放 市区町村数 	未実施 割合(%)
H29年度	1,741	1,570	90.2	83	4.8
 H26年度	1,741	1,522	87.4	65	3.7

"開放実施率は、1日以上開放したものも含めた数字。体育館等は年間通じて開放しているものが多いが、プールは2週間以下の開放も多い"

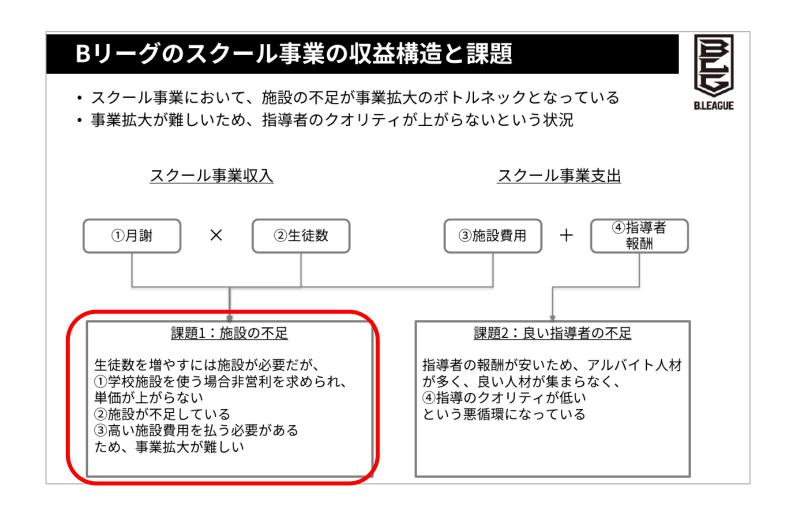
"ママさんバレーなどの昔からの利用者で利用可能枠が埋まっており、新規の団体が利用できない"

"昔からの利用者が地域コミュニティの核となる人材の場合もあり、新しい枠を作るときの説得が難しい"

"学校体育施設開放のスケジュール調整は登録団体が集まって紙ベースで行われており、非効率な運営となっている"

### スポーツクラブの活動場所不足

- スポーツクラブの活動場所の不足が事業拡大のボトルネックとなっている。
- プロチーム傘下のスクール事業をはじめ、地域スポーツクラブは活動場所の確保に苦労している状況



Source: 第4回島田委員資料

### 学校施設開放についての規則等の緩和

● 学校施設開放については、自治体ごとに規則等を設けているが、「営利目的」の団体の使用を禁止している例も多い。これは、スポーツ振興法時代の名残もあるものと思われるが、現在、法令上営利事業者が公共施設を使ってビジネスを行うことを妨げるものはなく、今後、自治体の条例や規則等の緩和により、民間事業者の活用を促進することができると考えられる

#### スポーツ基本法(現行法)

#### 基本理念 (2条2項)

スポーツは、学校、スポーツ団体、家庭及び地域における 活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない

#### 学校施設 の活用

前提

#### 学校施設の利用(13条1項)

国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない

#### 連携・ 協働

#### 関係者相互の連携及び協働 (7条)

国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない

スポーツ産業の事業者との連携等(18条)

(略) スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び 協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする

#### スポーツ振興法(旧法)

#### 施策の方針 (3条2項)

この法律に規定するスポーツの振興 に関する施策は、営利のためのスポーツを振興するためのものではない

#### 学校施設の利用 (13条1項) 国及び地方公共団体は、その設置

する学校の教育に支障のない限り、 当該学校のスポーツ施設を一般の スポーツのための利用に供するよう努めなければならない

#### <学校開放の登録団体要件(東京都の例)>

#### ア 登録の要件

登録できる団体は、次の条件を満たすものとします。

- (ア) 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10人以上の団体
- (イ) 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体
- (ウ) アマチュア活動を目的としている団体

#### (I) 営利を目的としない団体

- (オ) 団体の運営が計画的、組織的に行われており、定期的に活動を行っている団体
- (カ) その他学校開放事業運営委員会(以下「運営委員会」という。) が定める条件を満たす団体

(東京都教育委員会「都立学校体育施設開放について」より)

旧法が影響を与えている可能性も?



「施設の有効活用やスポーツ参画人口拡大の観点からは、現在は制限されていることの多い民間事業者等によるプログラム提供などの利用についても、例えば地域の団体によるしようがない場合に限定する、営利事業と非営利事業で利用料に差をつけるなど、一定のルールのもとで受け入れることを検討することが望ましい | (スポーツ庁「学校体育施設の有効利用に関する手引き」抜粋)

### 体育施設の管理区分

● 体育施設は公共・民間合計で全国に約19万施設存在し、各地方自治体が管理する学校体育施設と公共スポーツ施設が約9割を占める

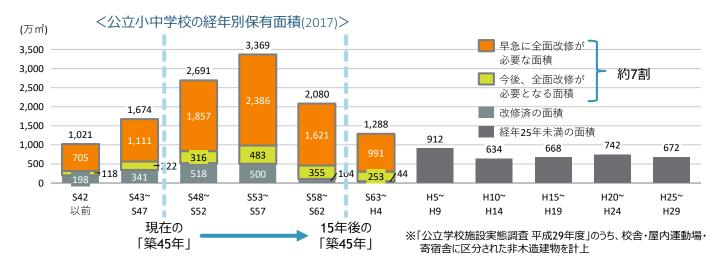
	施設の種類(数)	管理主体	根拠法等
	学校体育施設 (113,054)	• 教育委員会	
	公共スポーツ施設 <sup>1)</sup> (51,611)	<ul><li>教育委員会</li><li>首長部局</li><li>学校体育関連除く</li></ul>	地方教育行政の組織及び運営に
文教 施設	社会教育施設 (25,106)	<ul><li>教育委員会</li><li>首長部局</li></ul>	関する法律
	文化施設 (1,827)	- 条例の定めによる	
	スタジアム・アリーナ (計画数:95)	• 首長部局 - 民間事業者との 連携を推進	スタジアム・アリーナ 改革指針
	民間施設 (16,397)	• 民間事業者	_

<sup>1.</sup> 社会体育施設及び公共社会教育施設に附帯するスポーツ施設

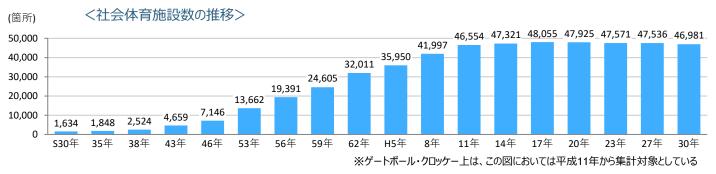
Source: 文部科学省「平成30年度社会教育統計」; 地方教育行政の組織及び運営に関する法律; スポーツ庁「スタジアム・アリーナ運営・管理計画検討ガイドライン」; スポーツ庁 [スタジアム・アリーナの新設・建替え構想と先進事例形成の現状]

### 学校施設の老朽化・耐震化対策

- 学校体育施設を含む学校施設は15年後は約7割が築45年以上となり、対策が急務
- また、小中学校の99%で構造体の耐震化が進む中、非構造部材の対策未実施は50%



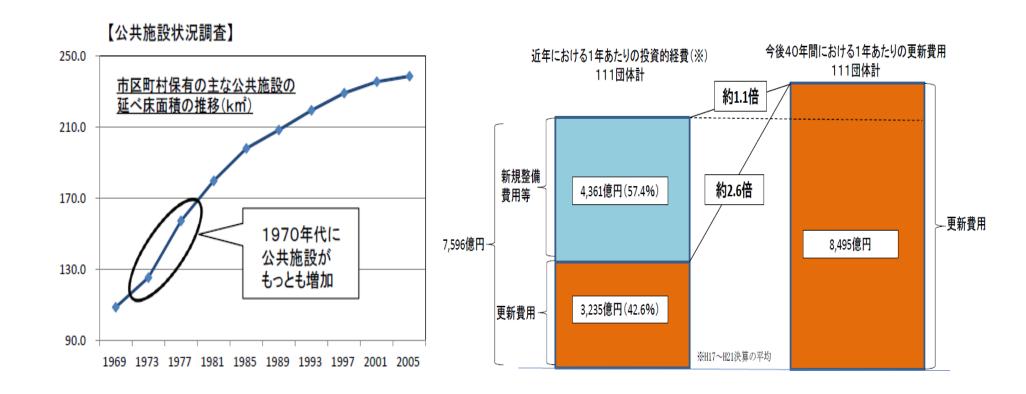
### 社会体育施設2)も昭和40年代から平成初期に急増、更新需要が高まっている



1. 公私立の小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校、大学、高等専門学校に設置された体育・スポーツ施設 2. 一般の利用に供する目的で地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置した体育館、水泳プール、運動場等のスポーツ施設 Source: 文部科学省「公立学校施設における計画策定について」; スポーツ庁「平成30年度体育・スポーツ施設現況調査結果の概要」、「スポーツ施設に関する調査研究事業(平成27年度)」

### 公共施設の耐用年数とその更新費用の試算

- 2012年の抽出調査で回答した市町村111団体において、耐用年数まで10年未満及び超過した公共施設は平均約40%
- 全て更新した場合の今後40年間の更新費用は、1年あたり約8,500億円と試算

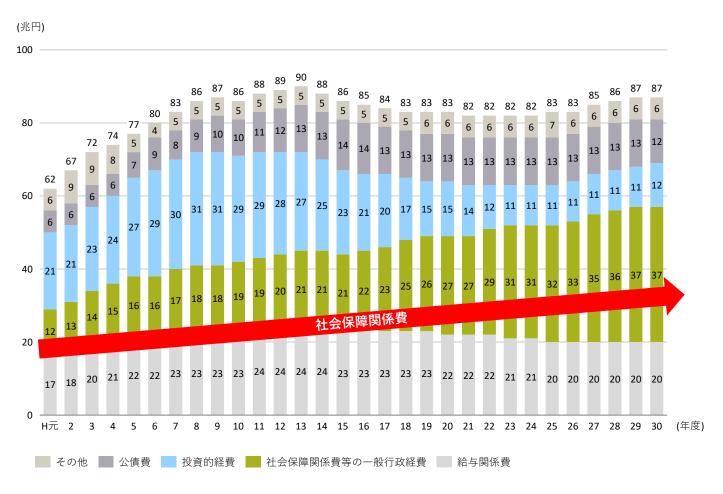


Source: 総務省「公共施設等総合管理計画の更なる推進に向けて」

### 地方財政逼迫により投資的経費縮小

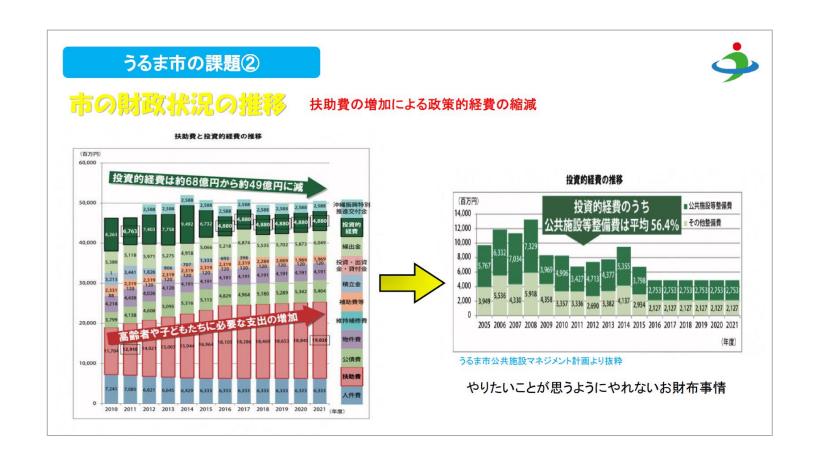
● 地方財政は社会保障関係費の増加もあり逼迫しており、投資的経費は大幅に縮小される傾向にある中、民間資金等も活用し、将来需要も見据えた合理的な施設再整備(統合・機能分化等)の検討が求められている。

#### 地方財政は社会保障関係費が増加、それに伴い投資的経費は大幅縮小の傾向



### 自治体における財政状況の推移例

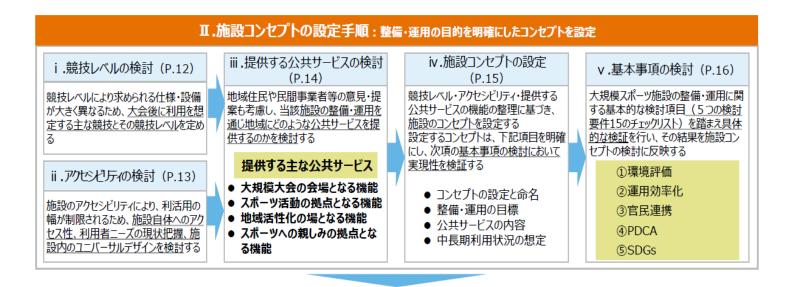
- 社会体育施設は、スポーツ振興や生涯学習等、それぞれの社会的意義で建設されているが、もともと施設用途に重複も多い。さらに、合併市町村では重複感が増している状況。
- 一方、自治体は少子高齢化の中で財政状況はますます逼迫しており、戦略的な施設の統廃合計画が求められる。



24

### スポーツ施設のストック適正化ガイドライン

既存施設の運用改善を図るとともに、安全なスポーツ環境の持続的な提供のために、自治体ごとに必要な施設の質と量、利用 状況や人口動態等を踏まえた施設計画が必要として、スポーツ庁から大規模施設の有効活用のポイントや検討フローなど方向 性が提示されている。



#### Ⅲ.整備・運用検討におけるポイント:収支の改善や、ハレとケへの対応を実現できる大規模スポーツ施設の整備・運用を検討

ごとの検討 (P.20)

収支の改善、ハレとケへの対応のための具体策を、提供 i.公共サービス機能 する公共サービスの機能ごとの特性を考慮し検討

> ○大規模大会機能 ○スポーツ拠点機能 ○地域活性化機能 ○親しみの拠点機能

能に対応した工夫例

(P.29)

ii.施設種別ごとの主施設の種別ごとに考慮を要する主要な項目と各機能に 要な検討項目と各機対応した工夫例について、施設の詳細検討時に参照

> ○陸上競技場 ○球技場 ○野球場 ○体育館 ○庭球場 ○プール

※ページ数は、スポーツ庁ストック適正化における大規模スポーツ施設の基本的方向性 |のページ数

### ICT等のテクノロジーを活用した施設管理・運営

- ICT等のテクノロジーを活用した施設管理・運営の実現
- 施設利用者や予約、鍵の管理を紙ベースで行っている施設が多数存在
- ICTツールや電子錠を活用し、効率的な管理実施の可能性

#### 紙・窓口での予約からスマホ・PCでの予約に

#### ICTを活用した施設管理・共有のトライアル実施





開庁時間外での予約が可能となることで、利用者の負担軽減等を見込むことができる空き状況の確認・予約にかかる市担当者の業務負担の軽減を見込むことができる

#### 鍵の管理を電子錠活用で効率化

#### 学校体育施設を活用するためのセキュリティー面の実証

外部人材による学校施設利用にともない、ICTツールの活用およびシルバー人材センターと連携したセキュリティ強化を図るとともに、将来的な管理業務の効率化を図る。



#### 【実証内容(理想案)】



WEDリアンサビ川市UILM間による日本 A 7千皮はパイプラット CU大心

シルバー人材センターの雇用等もあるため、連携した取り組みの検討が必要 スマートロック等が使用できない場合の対応の検討が必要

Source: 第2回研究会石塚委員資料

### PPP/PFI法の活用方法

- 新築・改修施設にあたっては、PPPやPFIの活用がポイントとなる可能性
- PPP/PFI法により公共施設整備や維持管理への民間事業者の参入が可能になったが、既存施設管理への民間参入はハードルが高い状況。しかし、学校施設についても新築・改修時にPPP/PFIを活用し、建築基準等の条件を満たすことで、社会教育施設としての整備、首長部局の管理も可能に

## PPP/PFI法によって、公共体育施設の設計/建設/維持管理等に民間が入ることが可能に

背景 公的負担削減を図るものとして導入、施 設の老朽化を見据え、更なる推進のため

改正

制定年 1999年 (改正年:2001、2005、2018)

目的 公共施設の建設、維持管理、運営に民間の資金ノウハウを活用し、効率・効果的

な整備を図る

別付され

- 期待され ・ 良好・低廉なサービス提供
- る効果 ・ 財政資金の効率的利用
  - 官民のパートナーシップ形成
  - 事業機会創出による 経済構造改革の推進

## 但し、以下①・③によって、多くの自治体で実現可能でも魅力的とは言い難い状態で、普及が進んでいない

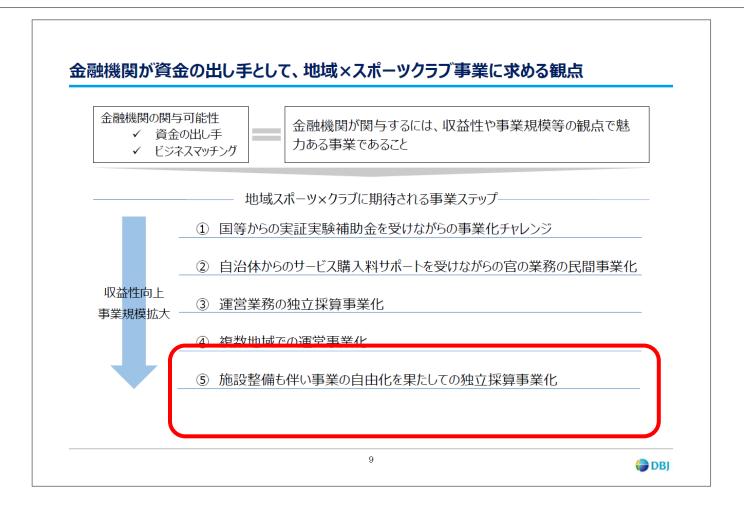
- ① PFI法の公共施設運営に関する条項は地方自治法244条を基にしたものが多く、 自治体次第では民間事業者にとって魅力的とは言えない
- 公共施設の利用料金は民間事業者の収入だが、金額は実質的に自治体が決定
  - 金額は自治体の承認が必要 (地方自治法244条の2)
  - **自治体が定める「実施方針」の範囲内で設定**等の特定条件下では承認を要しない (PFI法23条)
- PFI法の基本理念の一つは、低廉かつ良好なサービスが提供されること(PFI法3条)
- ② 一部自治体の条例は営利目的利用を禁じ、PFI法が認める民間事業者が参入できない
- スポーツ振興法(旧法)第3条には、施策の方針として「営利のためではない」とあり、同法の下で制定された営利目的の利用を禁じる条例が現存している可能性がある
- スポーツ基本法(現法)では上記表現削除、民間事業者との連携・協働を明記 (スポーツ基本法第7、18条)
- ③ ②の条例問題を解決済みの自治体においても、既存施設におけるハードルは高い
- 国庫補助制度を活用して整備した施設は目的外利用ができない
  - 目的外利用をする場合は、国庫の返納を含む財産処分手続きが必要 (補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律 第22条)
  - 1年以内であれば、学校教育に支障を及ぼさない範囲の使用は可能
- 一部施設は**学校施設としての整備基準(消防法など)の下で建設**され、学校施設として以外での利用 が困難となる可能性
- ④ 上記を全て解決でても、学校施設はその特殊性ゆえにビジネス化の観点で魅力を見出しに〈〈、創意工夫が必要



既存施設で③のハードルに引っかかるケースは、短期的に解消することが困難なため、それ以外(新規施設やPFI向き既存施設)を、どう活用していくか、というのが当面の論点

### 金融機関から求める観点

- 収益性向上や事業規模拡大による金融機関との連携の可能性
- 体育施設の新築、改築や、維持管理に民間が参入する場合のファイナンスに当たり、金融機関の関心は、地域スポーツクラブが 地域と連携しながら拡大できるかどうかとの指摘がある。
- 下記①~③のステップを踏み、行政のサポートが終了後の④・⑤がポイント



28

### 民間フィットネス事業者のビジネスモデルチェンジ

- 民間フィットネス事業者は施設固定費が経営を圧迫。
- 公共施設を活用し、地域住民ヘプログラムを提供するサービスも登場。

#### <コナミスポーツの事例>

### ウェルストーク豊岡(豊岡市)



#### 基本情報

- 豊岡市立総合健康ゾーン健康増進施 設「ウェルストーク豊岡」
- 住所 兵庫県豊岡市立野町
- 営業時間 9:00~22:00
- 定休日 木曜日
- 豊岡市人口 約8万人

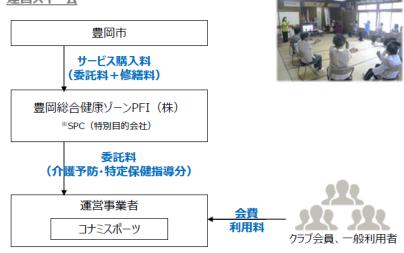
#### 概要

- 独立採算のPFI事業として、2010年より運営を開始したが、付帯事業とし て「特定保健指導事業」「介護予防事業」を受託
- 医療費・介護費の抑制、「健康長寿のまちづくり」を実現すべく、豊岡市と夕 ッグを組んで事業展開
- 市民の生涯を通じた健康づくりを支援するための中核的拠点施設として、 全ての市民の健康でいきいきとした暮らしの実現
- 公民館、集会所等、山間部含めた市内全域で訪問サードスを提供

#### 自治体側のニーズ

- 高齢化率32.5%と全国平均の28.4%を大きく上回り、2040年には、 42%になると推計、利用者が200万人達成。健康長寿のまちづくりに貢献
- 健康維持増進・認知症予防等幅広い運動指導の評価
- ・【運動からだ元気塾】体力測定結果(約6割の方が維持・改善)

#### 運営スキーム



#### コナミスポーツ参画による提供価値

- 当社所属の、民間事業者1社による市内全域をカバー生活・運動指導
  - 管理栄養士・保健師・健康運動指導士らによる「特定保健指導」
  - ② 理学療法士が山間部を巡回して指導する 「運動からだ元気塾」
  - ③ 理学療法十による介護予防事業
- ④ プレフレイルの可能性のある低体重者の方向け 「生活指導・運動指導」

「はつらつチャレンジ塾 |

Source: 第3回研究会有坂委員資料

### スタジアム・アリーナの活用

- 地域の核としてスタジアム・アリーナも有効活用の可能性
- スタジアム・アリーナを核とした地域経済の持続的成長や、スポーツを核とした周辺のエリアマネジメントを含む、複合的な機能を組み合わせた交流施設の整備を目指している
- 設計時点から計画することで、地域スポーツクラブの活用の可能性も。

#### 現状



単機能型 行政主導

 $\rightarrow$   $\rightarrow$ 

多機能型 民間活力導入 待なか立地

郊外立地 → 街なか立地 低収益性 → 収益性改善

#### 目指す姿



「スマート・ベニュー® 」(株)日本政 策投資銀行

#### スタジアム・アリーナの定義

- ●数千人から数万人の観客を収容する集客施設
- ●スポーツを観ることを主な目的とした施設

#### コストセンターからプロフィットセンターへ

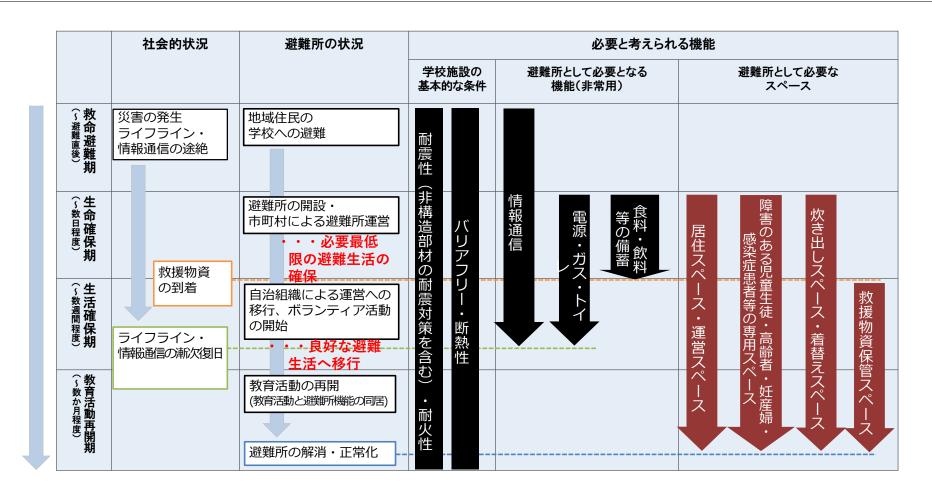
- <u>地域住民がスポーツをする施設とスタジアム・アリーナを区別</u>。観客の利便性や チームの営業活動を重視。
- ●施設の収益性の向上による公的負担の軽減
- ●にぎわいの創出や持続可能なまちづくりの実現等、<u>投資以上の効果を地域にも</u>たらすことがプロフィットセンター
- ●事業方式や資金調達の検討を通じ、施設・サービスの充実・向上

#### スタジアム・アリーナ改革による地域への効果

- 地域のシンボル
- ・民間ノウハウの活用と収益性の確保
- ・サステナブルな施設として長期的に存続
- ●新たな産業集積の創出
- ・周辺産業への波及を含む経済効果、雇用創出
- ・スポーツチームがあればより継続的に
- ●地域への波及効果を活用したまちづくり
- ・まちの賑わいの創出
- ・地域住民のスポーツ機会の増加
- ・社会貢献活動や啓発等の社会問題の解決
- ●地域の持続的成長
- ・地域のアイデンティティの醸成
- ・地域の不動産価値の向上

### 学校施設の避難所としての必要性

- 災害時の避難所としての機能確保の必要性
- 学校施設は災害時の避難所となるため、施設更新にあたっては、耐震化や非構造部材の耐震対策、バリアフリー化の対応を行い、インターネット環境や空調、更衣室等の設備を保有していることが望ましい。



### 廃校施設の有効活用

- 廃校施設の活用可能性
- 少子化による生徒数減少や市町村合併等の影響により多くの廃校が発生、遊休施設となっている施設も多く存在
- 廃校をとなった学校体育施設も地域スポーツの場として活用可能性がある

# 施設が現存する廃校の75%が活用中、一方約2割は放置されている状態

#### 廃校施設の活用状況

施設が現存している廃校の数:6,580校
 活用されているもの :4,905校
 活用されていないもの :1,675校
 活用用途が決定 : 204校
 活用用途が未定 :1,295校
 取壊しを決定 : 176校

#### 主な活用用途

- 社会体育施設
- 社会教育施設
- 企業や法人等の施設
- 体験交流施設 等

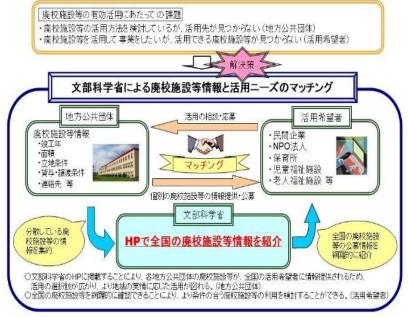
#### 活用用途が未定の理由

- 建物が老朽化している
- 地域等からの楊能がない

#### 文科省が施設と利用者のマッチングをサポート

- 利用者を募集している未活用の廃校施設等の情報を集約・公表
- マッチングイベントの開催

#### ~未来につなごう~「みんなの廃校」プロジェクト



### 部活動地域移行にかかる費用試算

- 部活動地域移行後の所得格差是正のための費用を試算
- 学校部活動を地域に移行した際、経済的困窮家庭の支援に費用を試算すると、中学校 1 校あたり年間約4,360,000円が見込まれる

### 全国9,421の中学校の平均生徒数は1校あたり約317人



全国の 公立中学生

2,983,705人



全国の 公立中学校

9,421校

#### 1校あたり約317人中、就学支援を受けている生徒は約52人



平成30年度 中学校就学援助率

16.46%



部活動地域移行後の月謝を7,000円<sup>1)</sup>とした場合、 1校あたり約364,000円/月の支援が必要になる見込み

### 学校外の活動への年間支出金額

- 「習い事」としてスポーツに支出する割合は非常に低い
- 体育が盛んな日本において、スポーツは無償が当たり前であり、習い事としての意識は根付いていない
- 子どものスポーツ活動への平均支出額は年間10万円以上であり、学習関連の支出に比べ、圧倒的に小さい

#### 中学生の学校外活動費は、学習塾等の補助学習費が大半を占め、スポーツ活動への支出は10%以下

<公立・私立中学校における学校外活動費内訳>

- 中学生の学校外活動への年間支出金額は、 公立も私立も年間30万円前後
  - 学習塾等の補助学習費の割合が公立では約80%、私立では約66%
  - 学校外のスポーツ活動への平均支出額は、 年間3万円以下
- 中学生のスポーツ活動への支出は、学校内で の活動と合わせても平均で年間10万円以下
  - 公立中学校における部活動を含む教科外 活動費は平均29,308円/年
  - 私立中学校においては平均55,796円/年

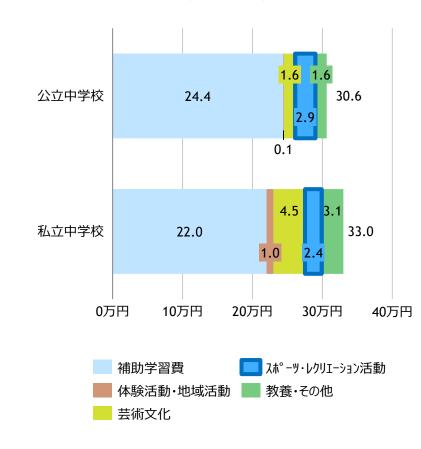
#### ※補助学習費

参考書等の購入費、家庭教師、通信教育費、

学習塾等

※教科外活動費

部活動、各教科外の学級活動、臨海・林間 学校等のために家庭が直接支出した経費



34

### 指定管理、業務委託を受託しつつ自社サービス提供事例

- 体育施設の指定管理、業務委託を受託しつつサービス提供することも可能
- 公共の体育施設の指定管理や業務を受託することにより、クラブは指定管理料、委託料を受領
- それによりスクールの受講費用を抑えつつ、学校や行政も管理業務の負担軽減につながり、双方にメリットのあるスキーム構築の可能性

	愛知県一宮市の例	福岡県久留米市の例
指定管理者/ 委託者	コナミスポーツ 近鉄ビルサービスグループ	NPO法人Webスポーツクラブ21西国分
受託内容	市内13か所の学校開放プールを、他の施設と一括して指定管理者が管理 ・ 開場期間中のプールの使用許可、維持管理、清掃等の業務	<ul><li>久留米市立西国分小学校と諏訪中 学校の体育施設おける学校開放に関する管理運営業務</li><li>施設利用の日程調整</li><li>利用者への指導等</li></ul>
指定管理、業務 委託に向けた条 例等の整備	一宮市立学校施設使用条例において、指 定管理者の学校プール管理を可能とする 旨を規定	市立学校施設の開放に関する規則におい て、総合型地域スポーツクラブへの開放業 務を委託可能とする旨を規定
ポイント	<ul><li>指定管理者が管理・運営を実施、学校や教員の業務負担は大幅に軽減</li><li>指定管理者が救命技術や知識を有する監視員を配置し、安心・安全を確保</li></ul>	<ul><li>利用調整や指導等をクラブが行い、学校の負担を軽減している</li><li>掃除や備品の修理等もクラブが率先して実施し学校との信頼関係を構築</li></ul>

Source: スポーツ庁「学校体育施設の有効活用に関する手引き」

### ふるさと納税の特性

- ふるさと納税の受入額・件数は10年で急増、活用者の拡大に期待
- ふるさと納税は返礼品等のメリットで急激に成長も、活用者は全納税義務者の約6%ほどと推定され、今後ならなる拡大も見込ま れる一方で、不安定な財源であることや、競合が多いことなど、主な財源としては不向きな側面も存在

### ふるさと納税は10年で急拡大

<ふるさと納税の受入額・件数の推移>



### ふるさと納税の住民税控除適用者は 全納税義務者の6%





2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020

### ふるさと納税の財源としての特徴

- 1. 通常の寄付よりも寄付単価が高い
- 2. 固定層を掴みづらく、財源として安定性が低い
- 3. 年1回、12月入金が大半で、**金額の見通しが立ちづらい**
- 4. 通常のふるさと納税の豪華な返礼品が競合となる。
- 5. GCF参加自治体が増加し、競争が激化している

### ふるさと納税の使い勝手

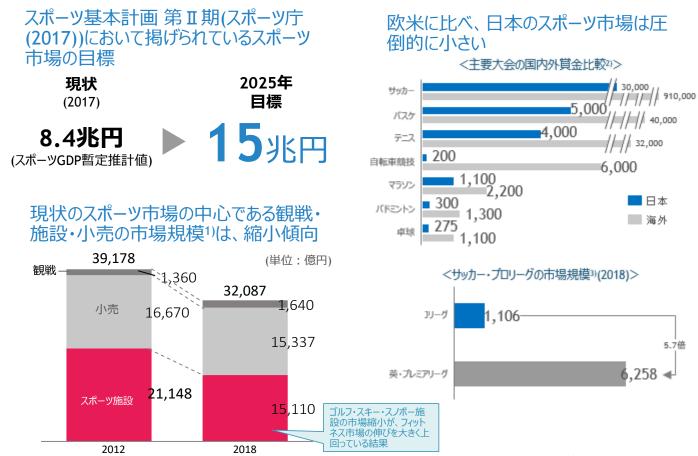
- ふるさと納税を集めた後に、自治体からの補助金として受け取る ことになるので資金としての自由度が低い
  - (事業の状況に応じて使途を変えるのが難しい)
- ◆ そもそも交付先として自治体に選ばれることが難しい (自治体との関係性や事業の公益性などが関わってくる)
- 自治体によっては寄付者の個人情報を民間団体に渡せないところ があり、寄付者と直接コンタクトが取れない場合がある

(寄付者にお礼や次の寄付の依頼をすることができない。高額寄付者であっても!)

関する現況調査結果!総務省「今和元年度市町村税課税状況等の調」: 第6回研究会認定NPO法人フローレンス今井様資料

### スポーツの市場目標と欧米との差

- 市場規模は欧米に比べ圧倒的に小さく、プロスポーツの収益性向上が無ければ次世代育成など「裾野」支援の資金力に限界が生まれる
- 放映権収入・入場料収入も小さく、その背景にはスポーツベッティングの有無が作用しているという指摘されている。



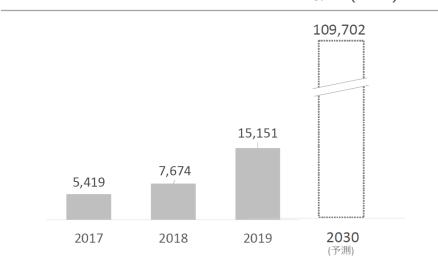
1.スポーツ庁のスポーツ市場の定義には他の数値も含むが、比較可能情報が存在する主要3市場のみ抜き出し 2.サッカー: J1リーグとUEFAチャンピオンズリーグ、バスケットボール: B リーグとNBA、テニス: 全日本選手権とウィンブルドン、ボクシング: A級トーナメントとWBSS、自転車: Jプロツアーとツールドフランス、マラソン: 東京マラソンとドバイマラソン、バドミントン: トップ4トーナメントと世界バドミントン選手権、卓球: ライオン卓球ジャパンオープンとITTFワールドツアーGFを比較 3. ユーロ120円としてプレミアリーグの市場規模を算出 Source:矢野経済研究所「2019レジャー産業白書」; 笹川スポーツ財団「種目別にみた運動・スポーツ実施状況その2」(2019年); Jリーグ 「2018年度クラブ経営情報開示資料」, 37 Statista, Deloitte; 首相官邸「成長戦略フォローアップ」

### 米国での合法化よる市場拡大とDX化

- 米国では2018年のプロ・アマスポーツ保護法意見判断により、スポーツベッティングの合法化が進む
- 海外への資金流出や税金逃れなどの課題をDXにより解決し、違憲市場を淘汰

#### 米国26州で合法化、急激な市場拡大がみこまれる

#### 米国スポーツベット市場売上額推移(億円)



#### 資金トレーサビリティ向上で課題を解決

#### 違法市場蔓延よる課題

- 海外への資金流出
- 反社勢力への資金還流が 追えず
- 税金逃れの機会創出



#### スポーツベット合法化

<u>徹底したDXによる</u> <u>資金トレーサビリティ向上で</u> 課題解決



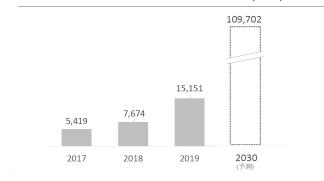
Source: 第6回研究会株式会社ミクシィ木村様資料

### スポーツベッティング合法化による税収確保

- 米国では2018年のプロ・アマスポーツ保護法違憲判断により、スポーツベッティングの合法化が進む
- 州政府の財政にも貢献しており、合法化から2年で200億円以上の税収を確保

# 米州26州で合法化済み、20州で合法化計画中

米国スポーツベット市場売上額推移(億円)



州別のベット合法化状況(2020/11/11)



### 合法化後約2年で200億以上の税収を確保、 市場の拡大に合わせ今後も増収となる見込み

合法化後の税収内訳(2018/5-2020/5の2年間)

### \$224.5M

(約247億円。年平均123.5億円)

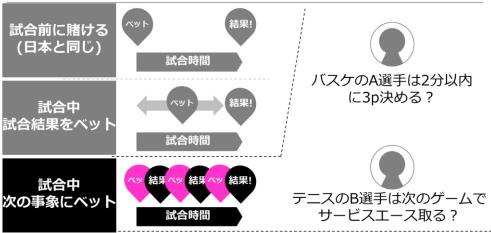
<b>63.82</b> 28.4%	ニュージャージー州
<b>62.62</b> 27.9%	ペンシルバニア州
<b>40.50</b> 18.0%	ネバダ州
22.25 9.9%	<del>デ</del> ラウェア州
35.31 15.7%	他の州

Source: 第6回研究会株式会社ミクシィ木村様資料

### インプレイ・ベッティングと公営競技の成長

- インプレイ・ベッティングなど、新しい方式も誕生。米国では試合中いつでも、何回も賭けられる方式(インプレイベッティング)が人気に。
- 日本でも、今あるスポーツ振興くじや公営競技の払戻率や販売頻度を上げることで市場の成長が見込まれるとの指摘も。

#### ベッティング方式分類(タイミング別)

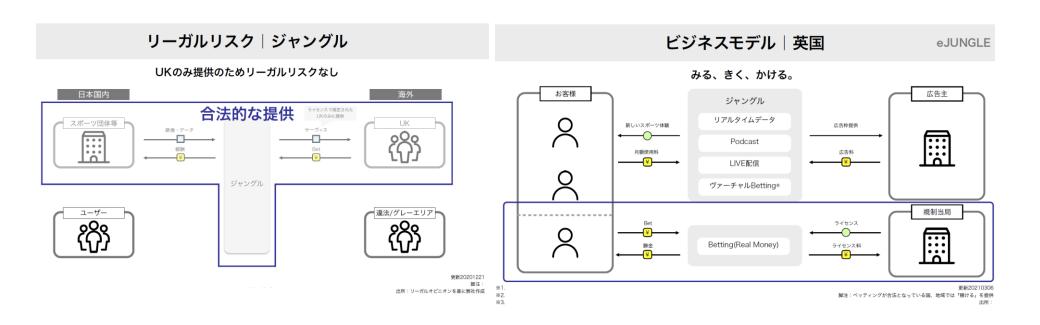


		スポーツ振興くじ	公営競技 (競馬、競艇、競輪、オート)
ı	目的	スポーツの振興	関連事業の振興、 公益の増進、財政の健全化
	売上	<u>938億円</u> <u>(2019年度)</u>	約5.8兆円 (2019年又は年度)
	払戻率	<u>50%</u>	70~80%
	販売頻度	週1~2回	複数場にて複数レースを ほぼ毎日開催
	主体	独立行政法人 日本スポーツ振興センター	地方自治体 (中央競馬はJRA)
	販売方法	民間委託が可能	民間委託が可能

Source: 第6回研究会ミクシイ木村様資料抜粋

### 海外ベッティング市場を活用した外貨獲得するビジネスモデル

- 海外ベッティングの免許を獲得した上で、日本のスポーツコンテンツを提供し海外のベッティング市場に参入することで外貨を獲得する ビジネスモデルも登場
- 英国・米国などの海外ベッティング市場から日本のスポーツ競技への人気が高まり、若年層のスポーツ環境整備にも役立てる資金還流システムも考えうるのではないか

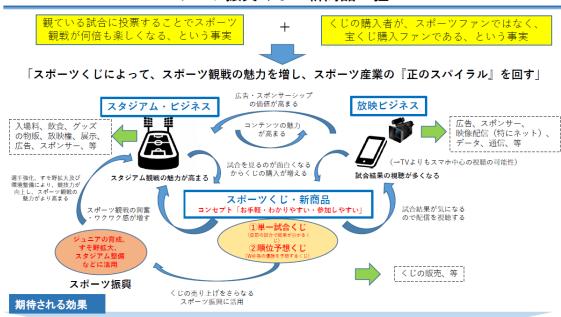


Source: ジャングルX株式会社 御提供資料

### 改正toto法による財源確保

- 改正toto法による地域におけるスポーツ活動の財源確保に期待
- 2020年12月に改正されたtoto法により、対象となる競技、投票法が拡大「観る」スポーツへの参加人口の拡大やスポーツ実施神郷増加ともに、助成対象である部活動改革の財源として期待

#### スポーツ振興くじの新商品の狙い



- ・ 新商品によって、スポーツ観戦の魅力が向上し、「観る」が増えることでスポーツ産業のスパイラルが回りだす。
- ・スポーツ観戦の感動に触発されて、国民間でスポーツを通じた健康づくり・病気予防及び健康寿命が促進される。
- ・ 国民の税金ではなく、スポーツを楽しんだ人たちの受益者負担(くじの売り上げ)によって、さらなるスポーツ振興が 図られるという持続可能な循環。

#### <助成対象>

- 空調、ナイター照明整備や医療スタッフ確保
- 地域における青少年スポーツ活動 (部活動改革)
- 災害や感染症等が発生した場合の支援
- セカンドキャリア形成支援
- スポーツ団体の運営基盤の強化等
- スポーツを通じた国際交流・貢献

### 部活動の民営化

- リーフラスではエリア一括で部活動を指導を受託し事業を実施
- 名古屋市内8区133校で部活動の指導を実施
- 指導者の採用、研修を実施し、安心・安全に運営できる体制を構築

## 名古屋部活動民営化の仕組み





#### 教育委員会



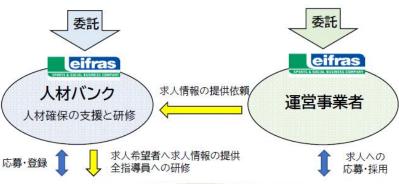
【研修について】

対象児童に対し、リーフラスの豊富な子ども達への 指導実績に基づいたノウハウを強みとした質の高い運動・文化教育を提供出来るカリキュラムを指導者向けに研修し、児童ひとりひとりに寄り添えるリソースを各小学校に提供していく。

※研修内容:ケガの対応、 喧嘩の対応、声掛けの仕 方、等々。

※新型コロナ対策として、 自宅学習(e-ラーニング) やオンライン研修を実施し ている。





登録者

(指導者の想定:競技団体や大学、地域における競技経験者など



対象の小学校

名古屋市内8区の市立小学校133校

Copyright @2001-2020 Leifras Co., Ltd. All Rights Reserved.

【運営体制について】 対象学校には、それぞれ統 括責任者を配置、また、地 区責任者と総責任者も配置 し、すべての対象校にて リーフラス社員が関わるこ とにより、常時、安心・安全 に運営出来る体制を構築し ている。



4

Source: 第3回研究会伊藤委員資料